

徳島県告示第百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により令和八年一月二十三日に専決処分した令和七年度徳島県一般会計補正予算（第八号）の要領を次のとおり公表する。

令和八年三月三日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）